

第2節 基本方針

1. 基本方針

大規模事故は、震災や風水害等と異なり、発生原因となる事象及び災害が影響する範囲が局地的であり、市域全体に甚大な被害が発生することはないといえる。

したがって、震災のように応急対策活動上に不可欠な交通ネットワークや電気、電話、水道等のライフライン機能が全面的に停止する事態は発生しない。さらに、流通・経済活動も機能しているため、食料、生活必需品の供給など市民生活支援の支障も小さいことが予想される。

そこで、大規模事故が発生した場合の方針を次のように定め、対応することとする。

基本方針

- 1 一刻も早く人命を救助し二次災害を防ぐこと（救出・救助・応急医療救護等）
- 2 大規模事故の影響をくい止め、市民の安全を確保すること（消火・広報・避難等）
- 3 被災した市民及び被災者家族等へ必要な支援を行うこと

なお、大規模事故への対策において記載のない事項は、風水害等の対策を準用する。

2. 対策の実施責任

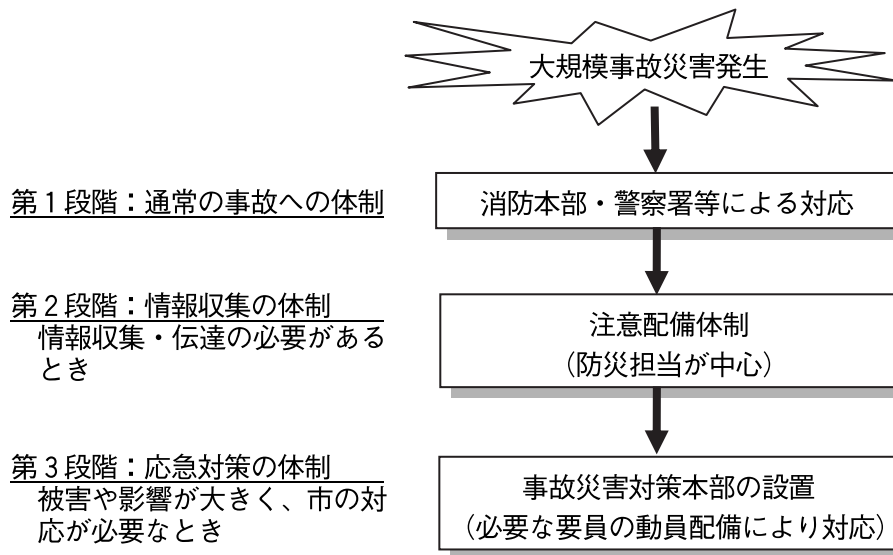
大規模事故への対策は、原則として、事故の原因者・所管施設の管理者、警察、消防が中心となる。

浦安市においては、平常時の対応と同様に、消防本部を中心に救出、救急、消火等の活動を実施する。しかし、事故による被害が甚大な場合、あるいは市民へ影響が及ぶおそれのある場合は、市の機能をもって必要な対策を実施する。

3. 防災体制

大規模事故が発生した場合は、注意配備体制をとり、情報の収集・連絡を行う。事故の状況により各対策部による総合的な対策が必要な場合は、市長を本部長とする事故災害対策本部を設置し、対策に必要な要員を動員、配備する。

事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営を準用する。



■防災体制の流れ

大規模事故における災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合(災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号)のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合(同第4号)に適用する。詳細は、風水害等編による。